

財政力、財政構造の状況について

財政構造の状況は様々な財政指標を用いて計ることができる。しかしながら、個々の指標は財政の一側面を捉えるものであり、単一の指標では財政力や財政の健全性を総合的に判断することは困難である。そのため複数の指標を用いて、それぞれの指数の最適化を考慮しつつ総合的に本市の財政力の有無や財政状況を判断することにより、財政の健全性が著しく損なわれることがないよう財政運営に努めている。

次の表は、本市の過去5年間の主な財政的な指数等を一覧にまとめたものである。

(単位：千円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
類似団体類型区分	Ⅲ－１	Ⅲ－２	Ⅲ－２	Ⅲ－２	Ⅲ－２
基準財政需要額	17,582,033	18,305,871	18,617,515	18,953,490	18,850,341
類似団体	19,361,609	20,307,733	21,123,006	20,930,664	未発表
基準財政収入額	16,893,381	17,557,270	17,985,803	18,604,361	18,475,617
類似団体	14,150,748	16,223,319	17,038,514	17,370,054	未発表
普通地方交付税	688,858	785,884	616,396	334,177	138,155
標準税収入額等	21,994,121	22,642,519	23,201,152	24,043,318	23,887,026
標準財政規模	24,113,390	24,631,861	24,674,316	24,954,802	24,719,857
類似団体	26,772,167	28,071,399	28,612,707	28,424,083	未発表
財政力指数(単年度)	0.96	0.96	0.97	0.98	0.98
(3か年平均)	(0.95)	(0.96)	(0.96)	(0.97)	(0.98)
類似団体(3か年平均)	0.74	0.80	0.82	0.84	未発表
公債費負担比率	11.2	9.6	9.3	9.2	8.3
類似団体	14.5	13.2	12.8	13.0	未発表
経常収支比率	88.7	85.8	86.4	88.3	86.9
類似団体	90.8	87.9	90.4	89.9	未発表
経常一般財源等比率	96.9	99.4	98.8	97.6	100.9
類似団体	95.3	96.9	95.7	96.6	未発表

※平成27年度の類似団体類型区分は、新たな区分が公表されたため、「Ⅲ－１」から「Ⅲ－２」へ修正している。

【用 語 等】

- ・ **類似団体類型区分**：人口と産業構造を基に類似の団体を35分類に分けたもの。
県内では瀬戸市、刈谷市、小牧市、稲沢市、東海市が本市と同じ区分。
- ・ **基準財政需要額**：普通交付税の交付に用いるため、各地方公共団体の各年度の財政需要を合理的に算定するもので、全国標準に基づいて合理的かつ妥当な水準で行政活動を行うために必要とされる経費のうち一般財源をもって賄われるものの総額である。具体的には各行政項目ごとに設けられた測定単位に必要な補正を加え、これに測定単位ごとに定められた単位費用を乗じたものの合計額である。
$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用（法定）} \times \text{測定単位（国調人口等）} \times \text{補正係数（寒冷補正等）}$$
- ・ **基準財政収入額**：各地方団体の財政力を合理的に算定するもので、地方団体の標準的な税収入等の一定割合の合計により算定された額である。
$$\text{基準財政収入額} = (\text{標準的地方税等収入見込額} \times 75\%) + \text{地方譲与税等}$$
- ・ **普通地方交付税**：交付基準額に基づき、実際に普通地方交付税として交付された額である。
$$\text{交付基準額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$
- ・ **標準税収入額等**：基準財政収入額を算定するときに用いる標準的地方税収入見込額に地方譲与税等を加算した額である。
$$\text{法定普通税のすべて} + \text{税交付金} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{地方特例交付金等}$$
- ・ **標準財政規模**：標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を合計した額である。
- ・ **財政力指数**：市町村の財政力を測る指数であり、普通交付税の算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除したものである。通常、単年度ではなく3か年分の平均値を財政力指数といい、その団体の財政力を判断する理論上の尺度となる。この数値が1を上回り大きくなるほど一般財源に余裕があると言え、1を下回ると一般財源不足の状態と言える。
- ・ **公債費負担比率**：公債費が、どの程度一般財源の使途の自由度を制限しているかを示す指標で、公債費に充てられる一般財源と、一般財源との割合。
一般的には、20%が危険水準、15%が警戒水準と言われている。
- ・ **経常収支比率**：人件費、扶助費、公債費等の経常経費に充当された一般財源を経常一般財源総額（減税補てん債及び臨時財政対策債を含む）で除した比率であり、通常財政構造の良否を判断する指標に使われる。
- ・ **経常一般財源等比率**：実際に収入された税等の経常一般財源と標準財政規模との比率で、100%を超えるほど財政構造に弾力性があるとされている。